

資 料 編

## 目 次

人口及び面積の状況	資 - 1
平成 11年度市町村財政状況 (普通会計ベース)	資 - 2
市町村合併の一般的な効果	資 - 3
市町村合併の手続きの概要	資 - 4
住民発議制度	資 - 5
地域審議会	資 - 6
市町村の議員の定数特例・在任特例について	資 - 7
合併推進のための地方財政措置	資 - 8
普通交付税の算定の特例 (合併算定替)の期間の延長	資 - 9
「市町村合併の推進に係る今後の取組」の概要	資 - 10
市町村合併の推進についての意見について (概要) (平成 12年 11月 27日、 地方分権推進委員会)	資 - 11
行政改革大綱 (平成 12年 12月 1日閣議決定) (抜粋)	資 - 12
「市町村行政体制整備検討懇話会」について	資 - 13
「奈良県市町村行政体制整備調査研究事業」報告書について	資 - 14

人口及び面積の状況

項目 市町村名	人 口 (人)			面 積 (km <sup>2</sup> )
	平成12年(a)	平成7年(b)	増減数 (a-b)	
奈良市	366,196	359,218	6,978	211.60
大和高田市	73,663	73,806	143	16.48
大和郡山市	94,208	95,165	957	42.68
天理市	72,693	74,188	1,495	86.37
橿原市	125,016	121,988	3,028	39.52
桜井市	63,258	63,225	33	98.92
五條市	35,205	35,734	529	89.04
御所市	34,678	36,119	1,441	60.65
生駒市	112,858	106,726	6,132	53.18
香芝市	63,499	56,739	6,760	24.23
市計	1,041,274	1,022,908	18,366	722.67
月ヶ瀬村	1,964	2,015	51	21.35
都祁村	6,796	6,806	10	43.98
山添村	4,967	5,420	453	66.47
平群町	20,497	20,385	112	23.90
三郷町	23,972	24,161	189	8.80
斑鳩町	28,571	28,371	200	14.27
安堵町	8,545	8,941	396	4.33
川西町	9,422	9,847	425	5.94
三宅町	8,047	8,584	537	4.07
田原本町	32,922	32,837	85	21.10
大宇陀町	9,104	9,712	608	47.44
菟田野町	4,915	5,284	369	27.78
榛原町	19,438	20,230	792	64.41
室生村	6,307	6,809	502	107.99
曽爾村	2,470	2,645	175	47.84
御杖村	2,623	2,840	217	79.63
高取町	8,159	8,388	229	25.77
明日香村	6,851	7,126	275	24.08
新庄町	19,453	19,427	26	17.77
当麻町	15,498	15,009	489	15.96
上牧町	24,011	23,811	200	6.14
王寺町	23,779	24,574	795	7.00
広陵町	31,449	29,457	1,992	16.34
河合町	20,128	19,903	225	8.27
吉野町	11,317	12,427	1,110	95.65
大淀町	20,386	20,015	371	38.06
下市町	8,670	9,532	862	62.01
黒滝村	1,194	1,324	130	47.71
西吉野村	3,910	4,266	356	91.88
天川村	2,104	2,310	206	175.70
野迫川村	782	875	93	155.03
大塔村	811	871	60	111.06
十津川村	4,854	5,202	348	672.35
下北山村	1,292	1,370	78	133.53
上北山村	915	1,023	108	274.05
川上村	2,557	2,821	264	269.16
東吉野村	2,908	3,336	428	131.60
町村計	401,588	407,954	6,366	2,968.42
計	1,442,862	1,430,862	12,000	3,691.09

注)人口:国勢調査による(但し、平成12年は国勢調査速報人口)。

面積:建設省国土地理院が公表した平成11年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調による。

平成11年度市町村財政状況（普通会計ベース）

（単位：千円、％）

団体名	平成11年度決算額					公債費 負担 比率	起債制限 比率 (3年平均)	財政力 指数 (3年平均)	経常収支 比率	地方債 現在高
	歳入 A	歳出 B	差引 A - B C	繰越財源 D	実質収支 C - D					
奈良市	116,276,301	114,907,132	1,369,169	1,217,301	151,868	16.8	13.6	0.926	90.9	160,032,136
大和高田市	26,875,718	26,523,026	352,692	218,046	134,646	21.0	16.7	0.531	100.0	35,373,623
大和郡山市	35,795,441	35,210,667	584,774	549,454	35,320	18.2	13.6	0.813	87.6	37,179,397
天理市	26,758,567	25,530,171	1,228,396	349,075	879,321	10.7	10.1	0.654	95.7	19,032,349
橿原市	45,088,601	43,418,420	1,670,181	1,306,245	363,936	16.1	13.6	0.666	85.1	47,367,715
桜井市	23,659,995	22,844,066	815,929	409,935	405,994	16.3	12.8	0.545	91.6	27,205,122
五條市	17,046,049	15,467,189	1,578,860	1,076,945	501,915	18.0	12.3	0.444	87.9	17,361,309
御所市	21,954,202	22,558,682	604,480	142,933	747,413	27.4	18.7	0.381	94.8	35,869,416
生駒市	34,286,496	33,417,352	869,144	245,348	623,796	12.9	7.7	0.888	84.1	30,611,925
香芝市	22,688,813	22,115,385	573,428	331,933	241,495	24.4	14.1	0.683	78.2	34,813,469
市計(平均)	370,430,183	361,992,090	8,438,093	5,847,215	2,590,878	18.2	13.3	0.653	89.6	444,846,461
月ヶ瀬村	2,443,881	2,376,001	67,880	296	67,584	32.0	10.9	0.221	80.8	2,202,503
都祁村	3,702,291	3,490,001	212,290	5,918	206,372	18.7	9.9	0.458	83.2	5,208,964
山添村	3,976,037	3,886,269	89,768	3,289	86,479	21.5	11.7	0.285	89.4	5,642,066
平群町	8,365,415	8,193,709	171,706	122,126	49,580	24.6	12.1	0.466	83.8	11,484,647
三郷町	11,637,170	11,237,001	400,169	38,162	362,007	21.3	12.6	0.472	85.7	13,599,669
斑鳩町	10,250,191	9,712,606	537,585	37,800	499,785	24.1	10.6	0.538	81.2	11,327,773
安堵町	5,566,043	4,905,131	660,912	226,224	434,688	15.2	10.1	0.359	83.2	6,028,316
川西町	5,149,815	4,877,841	271,974	189,738	82,236	16.8	8.7	0.508	86.1	7,513,745
三宅町	5,124,533	4,248,076	876,457	780,665	95,792	9.2	8.1	0.303	88.7	4,539,801
田原本町	12,017,580	11,240,512	777,068	2,372	774,696	10.5	8.9	0.574	75.9	9,033,308
大宇陀町	5,872,745	5,700,504	172,241	8,650	163,591	22.8	11.3	0.256	89.6	6,971,556
菟田野町	4,432,973	4,348,879	84,094	38,123	45,971	18.3	15.4	0.176	90.1	6,473,426
榛原町	10,115,306	9,596,743	518,563	240,253	278,310	14.1	9.5	0.426	87.5	9,254,294
室生村	5,958,812	5,815,505	143,307	55,728	87,579	18.0	9.7	0.244	97.3	9,389,226
曽爾村	2,567,246	2,377,892	189,354	42,341	147,013	20.2	12.3	0.127	87.8	3,609,313
御杖村	3,152,116	2,989,527	162,589	1,612	160,977	19.6	8.1	0.113	81.9	3,489,372
高取町	4,534,429	4,215,023	319,406	15,580	303,826	22.4	17.1	0.303	89.7	5,954,159
明日香村	4,246,205	4,070,528	175,677	79,530	96,147	17.6	12.7	0.220	89.8	4,746,479
新庄町	7,789,799	7,543,455	246,344	192,000	54,344	16.6	10.0	0.537	74.6	6,468,659
当麻町	5,447,189	5,409,713	37,476	0	37,476	27.4	15.8	0.393	83.0	6,173,798
上牧町	10,002,130	9,635,283	366,847	256,921	109,926	20.9	12.9	0.448	86.7	14,465,227
王寺町	9,672,550	9,448,714	223,836	195,405	28,431	21.1	5.0	0.565	78.3	7,085,681
広陵町	11,655,417	11,186,667	468,750	146,793	321,957	20.0	11.9	0.539	85.0	12,874,262
河合町	8,800,380	8,575,007	225,373	146,311	79,062	18.9	10.0	0.521	86.7	13,899,282
吉野町	6,557,557	6,285,576	271,981	56,559	215,422	16.1	10.4	0.297	84.1	6,317,649
大淀町	8,602,325	8,455,149	147,176	7,826	139,350	17.2	9.9	0.440	84.1	9,134,472
下市町	5,235,532	4,861,875	373,657	63,313	310,344	16.2	8.8	0.256	84.3	5,295,026
黒滝村	2,496,457	2,289,613	206,844	78,250	128,594	28.2	12.7	0.084	88.2	2,526,655
西吉野村	4,672,683	4,554,751	117,932	54,030	63,902	24.6	12.0	0.133	82.4	4,417,028
天川村	3,674,091	3,546,135	127,956	263	127,693	20.9	8.6	0.121	88.7	3,261,561
野迫川村	3,050,213	2,743,363	306,850	12,885	293,965	26.1	11.7	0.094	82.8	3,435,941
大塔村	2,399,043	2,291,901	107,142	137	107,005	39.9	12.8	0.072	84.4	3,348,745
十津川村	6,696,382	6,572,283	124,099	19,200	104,899	7.7	2.8	0.242	76.1	3,526,705
下北山村	2,754,699	2,589,957	164,742	9,455	155,287	21.5	10.6	0.236	85.4	3,584,367
上北山村	2,339,109	2,241,337	97,772	9,480	88,292	19.2	8.1	0.115	88.6	2,476,515
川上村	4,452,492	4,116,198	336,294	31,193	305,101	16.5	6.9	0.133	78.3	4,467,122
東吉野村	3,959,473	3,676,966	282,507	28,309	254,198	17.2	11.7	0.117	84.6	3,959,071
町村計(平均)	219,370,309	209,305,691	10,064,618	3,196,737	6,867,881	20.1	10.6	0.308	84.8	243,186,383
県計(平均)	589,800,492	571,297,781	18,502,711	9,043,952	9,458,759	19.7	11.2	0.381	85.8	688,032,844

経常収支比率は、減税補てん債を経常一般財源等に加えた比率を掲載している。

## 市町村合併の一般的な効果

(市町村の合併の推進についての指針(自治省)より)

### 1 地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

[例]

- ・ 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。
- ・ 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。
- ・ より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

### 2 住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

[例]

- ・ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
- ・ 医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。
- ・ 小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

### 3 行財政の運営の効率化と基盤の強化

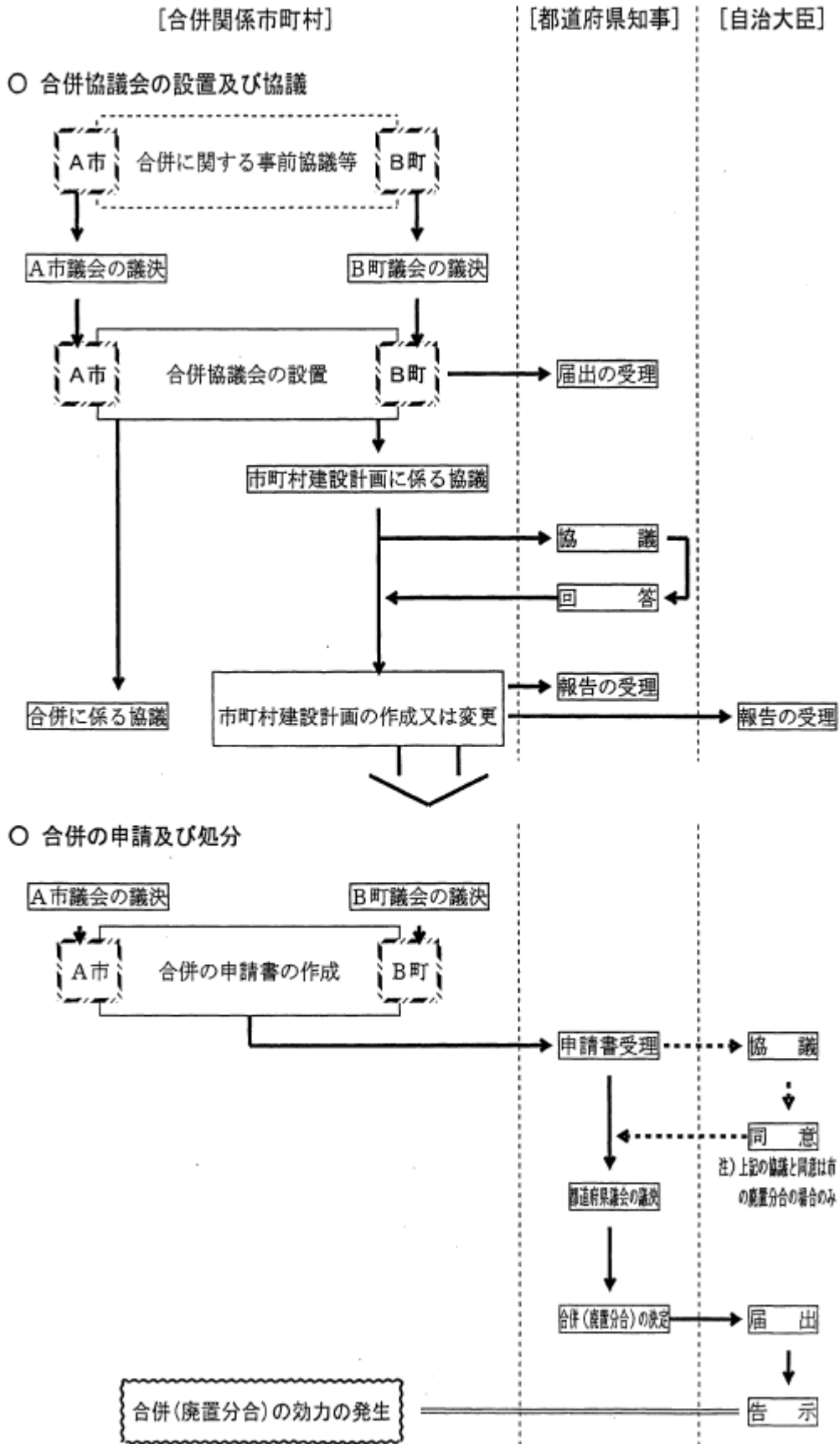
行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

[例]

- ・ 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。
- ・ 三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。
- ・ 事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。
- ・ 広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

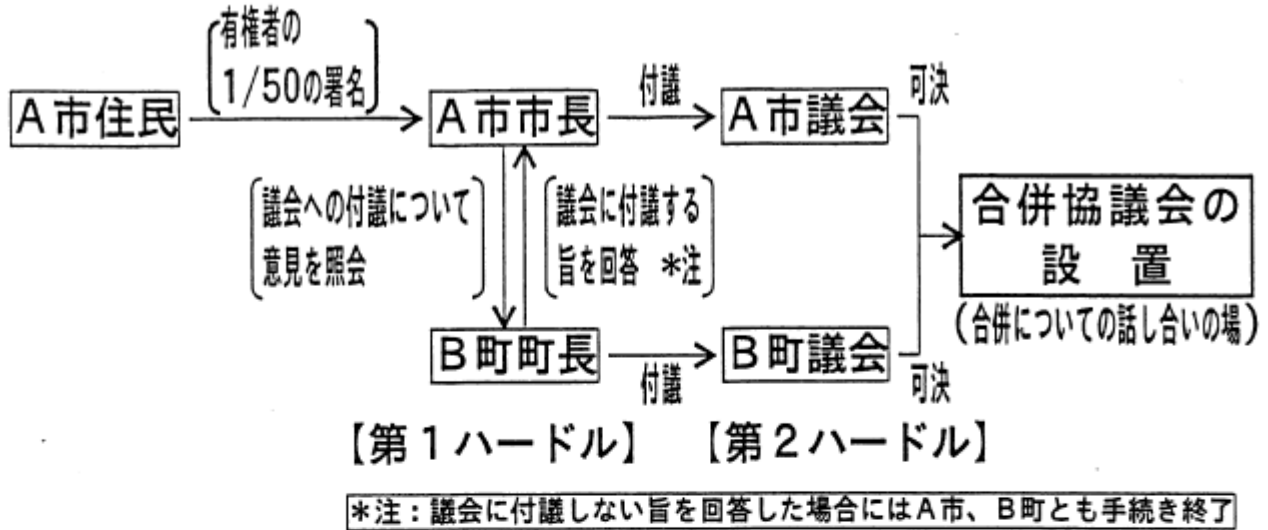
# 市町村合併の手続きの概要

(自治省資料より)



(自治省資料より奈良県作成)

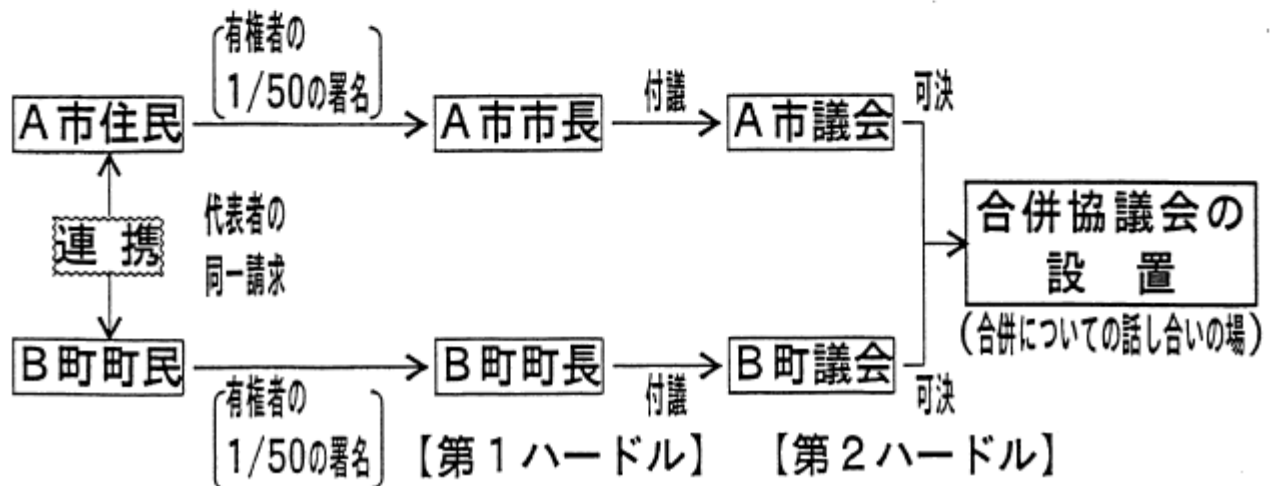
◎一般制度（合併特例法第4条（平成7年度創設））



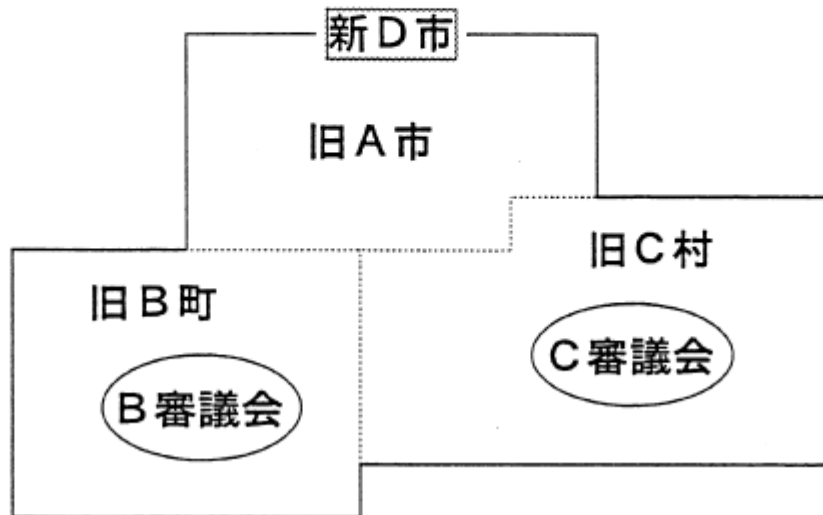
◎同一内容の住民発議に係る制度

（合併特例法第4条の2（一般制度に追加））

合併に係る全ての市町村で住民発議が成立した場合は  
【第1ハードル】を省いて直ちに議会に付議される



合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置することができる。



### ◎ 役割

- 新市町村の関係区域に係る事務に関して
  - ・ 合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べる。  
市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行 等
  - ・ 合併市町村の長に必要なに応じて意見を述べる。  
公共施設の設置・管理運営  
福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等

### ◎ 目的

- 合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現。

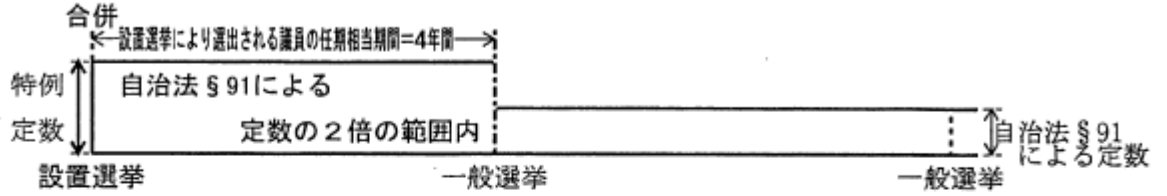


# 市町村の議員の定数特例・在任特例について

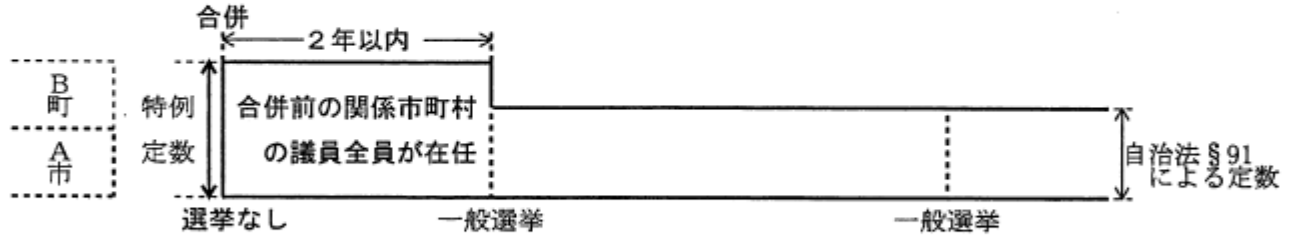
(自治省資料より)

## 新設合併

1 [定数特例(法 § 6 ①)] 設置の選挙の際に、法定定数の2倍まで定数を増加することができる。

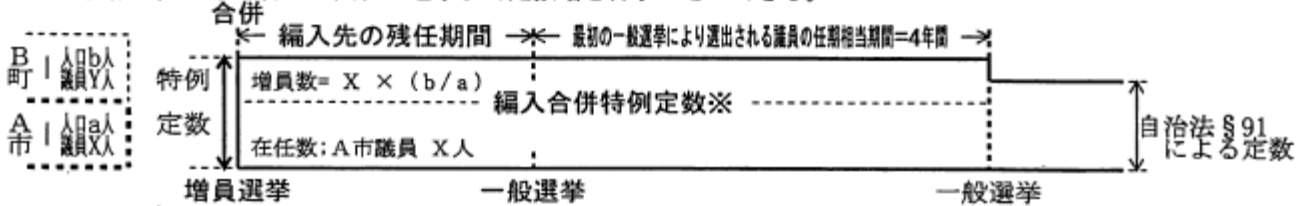


2 [在任特例(法 § 7 ①)] 旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市町村の議員でいることができる。

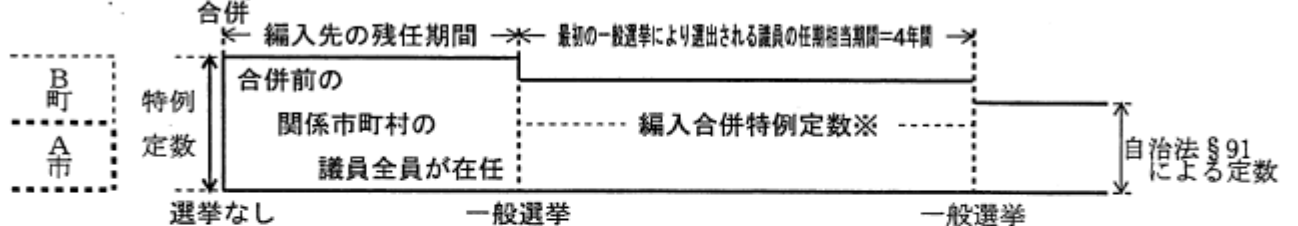


## 編入合併

1 [定数特例(法 § 6 ②)と定数特例(法 § 6 ⑤)] 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



2 [在任特例(法 § 7 ①)と定数特例(法 § 7 ③)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※ 編入合併特例定数の増員数(端数は四捨五入、1未満は1とする。)

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times \left( \frac{\text{編入される市町村の人口}}{\text{編入する市町村の人口}} \right)$$

《自治法 § 91の法定定数(減数条例により定数を減らすことができる)》		《自治法 § 91の法定定数(減数条例により定数を減らすことができる)》			
【市】	(人口)	(議員数)	【町村】	(人口)	(議員数)
	5万未満	30人		2千未満	12人
	5万以上15万未満	36人		2千以上 5千未満	16人
	15万以上20万未満	40人		5千以上10千未満	22人
	20万以上30万未満	44人		10千以上20千未満	26人
	30万以上40万未満	48人		20千以上	30人
	40万以上50万未満	52人			
	50万以上	56人 + 20万ごとに4人増(最大100人)			

## 合併推進のための地方財政措置

(自治省資料より)

市町村合併をより一層積極的に推進するため、これまでの行財政措置に加え、「市町村合併の推進に係る今後の取組」(自治省市町村合併推進本部決定)を踏まえ、地方財政措置の充実にを図る。

### 【施策の概要】

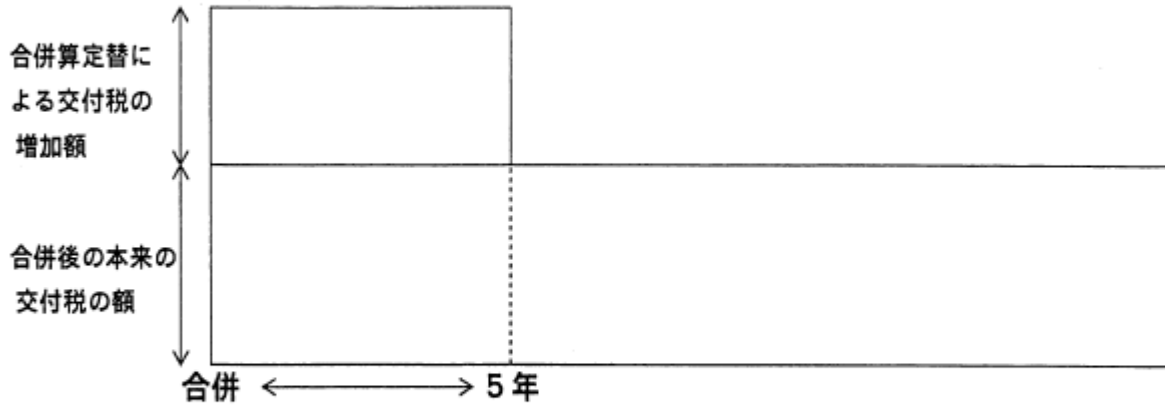
- 1 市町村合併に対する新たな特別交付税措置〔新規〕  
平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度またはその翌年度から3ケ年にわたり特別交付税措置  
(支援内容)  
合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正(現行措置は吸収)、土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を包括的に措置  
(支援規模(例))  
10万人と10万人の市町村合併で12億円程度、5万人と5万人の市町村合併で9億円程度、1万人と1万人の合併で6億円程度
- 2 合併移行経費に対する財政措置〔新規〕  
合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置
- 3 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)  
合併後10ケ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障。さらに、その後5ケ年度は激変緩和措置
- 4 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置  
合併後10ケ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債(合併特例債)を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税措置
- 5 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置  
旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債(合併特例債)を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税措置
- 6 合併直後の臨時的経費に対する財政措置  
普通交付税(合併補正)による包括的財政措置  
基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費  
行政水準・住民負担水準の格差是正
- 7 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置  
合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について特別交付税措置
- 8 合併準備経費に対する財政措置  
合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置
- 9 都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置  
都道府県の行う合併のための調査研究・気運醸成等に要する経費を普通交付税措置

普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

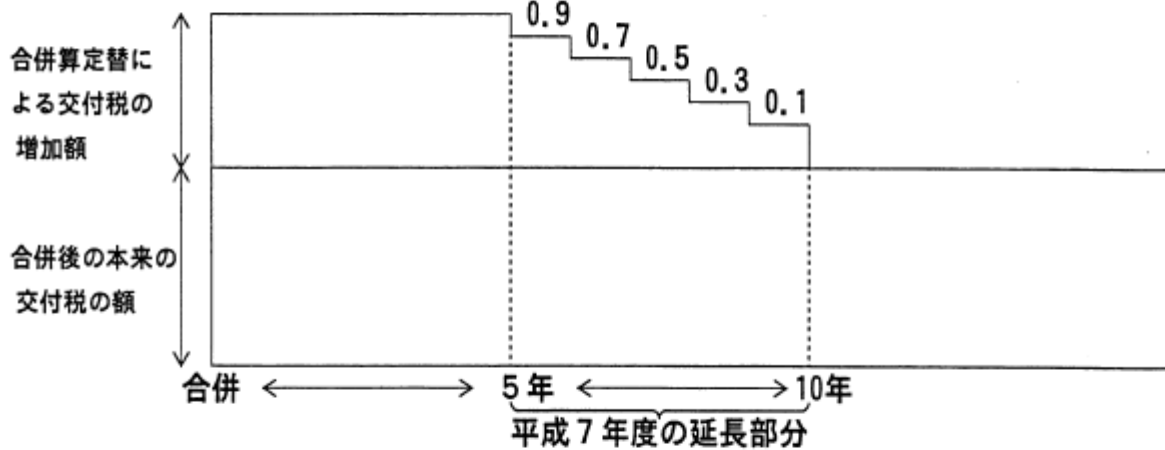
（自治省資料より奈良県作成）

合併後も一定期間合併しなかった場合の地方交付税の額を保障する制度

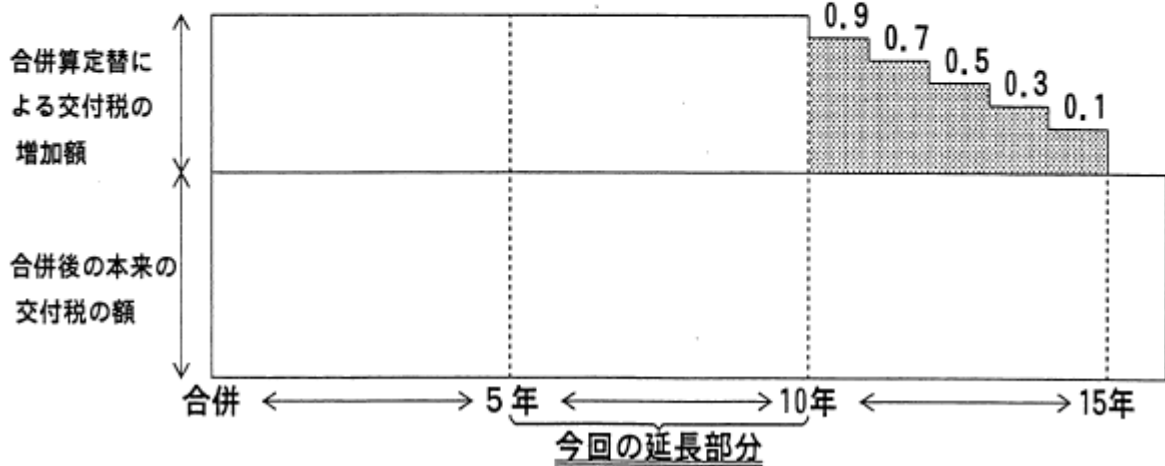
法制定時



平成7年改正後



平成11年改正後



## 「市町村合併の推進に係る今後の取組」の概要

(自治省資料より)

市町村合併をより一層積極的に推進するために、これまでの行財政措置に加え、自治省として「市町村合併の推進に係る今後の取組」を決定したもの

平成12年11月22日(水)に自治大臣が会見、公表

### 1 新たな「市町村の合併の推進についての指針」の作成と都道府県における推進体制の整備

「市町村の合併の推進についての要綱」策定後の都道府県における取組の参考となるような新たな「指針」を作成する。

### 2 市町村合併についての住民投票制度の導入

市町村合併の推進という目的に限定した住民投票制度の導入を図ることとし、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進める。

### 3 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成17年3月までに合併を行う市町村に対し、平成12年度から特別交付税による包括的な支援措置を講ずる(「合併市町村支援」)。

また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置する。

### 4 合併後の地域対策の促進

- (1) 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- (2) 「わがまちづくり支援事業」の活用
- (3) 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

### 5 民間団体などとの連携による広報・啓発活動の推進

市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るため、民間団体などとの密接な連携を図りつつ、広報・啓発活動を積極的に推進する。

### 6 平成13年度予算及び税制改正

- ・ 平成13年度予算における合併促進策の強化(要求中)
- ・ 合併市町村に係る地方税の課税の特例の拡充(税制調査会などにおいて検討し、結論を得る。)

## 市町村合併の推進についての意見について（概要）

平成12年11月27日  
地方分権推進委員会

本年8月、内閣総理大臣から市町村合併の推進についてさらに検討を行うよう要請があったのを受け、当委員会として検討を重ねた結果、今回意見として提出するもの。この意見を尊重し、政府が適切に対処されるよう要請するもの。

### 1 市町村合併の意義

地方分権推進の成果を活かすため、合併により基礎的自治体の自立性と行財政基盤を充実強化  
日常生活圏や経済活動の広域化に対応した市町村の圏域拡大  
厳しい財政状況の下、自らの努力として簡素で効率的な地方行政体制の整備  
担税者、生活者としての国民の理解を得るため、徹底した行財政改革を実施するとともに、市町合併の強力な推進

### 2 市町村合併の効果（合併のメリット）

広域的視点に立ったまちづくりの展開や施策の広域的調整が可能に  
行政サービスの拡大等による住民の利便性の向上  
専門的知識を持った職員の採用・増強や専任の組織の設置が可能に  
行政組織の合理化、公共施設の広域的・効率的な配置が可能に

### 3 市町村合併の推進方策

政府部内に「市町村合併支援本部」（仮称）を設置し、国民への啓発とともに関係省庁間の連携確保  
住民発議制度の拡充を図るとともに合併協議会設置の議案が否決された場合に協議会の設置を求める住民投票制度導入の検討  
合併推進に関する国の指針に、合併協議会設置にかかる知事の勧告の基準の盛り込み、知事を長とする全庁的な市町村合併支援体制の整備を要請  
合併後の財政需要に対する交付税措置の一層の充実、地方税の不均一課税の適用期間の延長  
地域審議会の活用など旧市町村等を単位とする多様な仕組みを検討  
住民が合併の是非についての確に判断できるよう市町村に対して行財政情報の公開の徹底を要請

## 地方分権の推進

### (1)市町村合併の推進

#### ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るといふ観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」といふ方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

#### イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう市町村合併をより一層強力に推進する。

#### ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

## 「市町村行政体制整備検討懇話会」について

本県では、自主的な市町村の合併や広域行政など市町村の行政体制整備について、自由に議論を交わすことを通じ、地域における市町村合併等の必要性などについて検討いただくために、平成12年6月2日、市町村行政体制整備検討懇話会を設置しました。

### 開催状況

第1回（平成12年6月2日開催）

議題：「奈良県市町村行政体制整備調査研究事業」について

第2回（平成12年8月23日）

議題：「今なぜ合併か～篠山市合併の事例報告～」(瀬戸亀男 兵庫県篠山市長)  
「宇摩合併の現状について」(竹本哲也 新宇摩合併研究会座長(愛媛県))

第3回（平成12年10月5日）

議題：「ワールドカップに向けて鹿島立ち」(内田俊郎 茨城県鹿嶋市長)

第4回（平成12年11月16日）

議題：「自主的な市町村の合併の推進について」(奈良県における市町村の行政体制整備について(奈良県市町村合併推進要綱)(素案)について)

### 市町村行政体制整備検討懇話会委員内訳

市町村関係者(30名)

学識経験者・各界有識者(25名)

「奈良県市町村行政体制整備調査研究事業」報告書について  
(平成10～11年度 市町村行政体制整備調査研究事業)

報告書の構成

- 1 県内市町村の現況と今後の展望
- 2 市町村行財政の現状と今後の見通し
- 3 市町村行政体制整備に関する意識
- 4 市町村合併の効果と課題
- 5 市町村の合併の類型
- 6 自主的な市町村合併の推進に向けた今後の取組への示唆

奈良県市町村行政体制整備調査研究委員会委員名簿

伊藤忠通氏	奈良県立商科大学助教授 (当時。平成12年4月1日から同教授)
紙野桂人氏	帝塚山大学教授(委員長)
下崎千代子氏	神戸商科大学教授
土谷宗一氏	(財)南都経済センター顧問
中島欣成氏	(社)日本青年会議所奈良ブロック協議会会長 (当時。平成12年1月1日から直前会長)
武藤博己氏	法政大学教授

(50音順)